

<参考>

・WTO政府調達協定関連条文

第七条 公示

調達計画の公示

1 調達機関は、第十三条に規定する場合を除くほか、対象調達ごとに、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。それらの媒体は、広く周知されるものとし、調達計画の公示は、少なくとも当該調達計画の公示に示された期間の満了の時まで、引き続き公衆が容易に閲覧することができるようにする。調達計画の公示は、

(a) (略)

(b) 付表2又は付表3に掲げる調達機関については、電子的手段により閲覧することができる場合には、少なくとも、無償で閲覧することができるゲートウェイ電子サイトのリンクを通じて提供されるようにする。

締約国（当該締約国の付表2又は付表3に掲げる調達機関を含む。）は、調達計画の公示を電子的手段により単一の窓口を通じて無償で行うことが奨励される。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、調達計画の公示には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、公示された調達に関連する全ての文書を入手するために必要な情報、並びに当該文書が有償の場合にはその費用及び支払条件

(b) 公示された調達についての説明（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）を含む。）

(c) 一連の契約については、可能な場合には、次回以降の調達計画の公示の見込まれる時期

(d) 選択権についての説明

(e) 物品の納入若しくはサービスの提供の期間又は契約の期間

(f) 用いる調達方法及び交渉又は電子オークションを行う意図の有無

(g) 公示された調達について参加申請書の提出を求める場合には、その提出の場所及び最終期日

(h) 入札書の提出の場所及び最終期日

(i) 入札書又は参加申請書の作成に用いることができる言語（調達機関の属する締約国の公用語以外の言語で提出することが可能な場合に限る。）

(j) 供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明（供給者が当該条件に関連して提出すべき特定の文書又は証明書についての要件を含む。ただし、当該調達計画の公示と同時に関心を有する全ての供給者による入手が可能とされる入札説明書に当該要件が含まれていない場合に限る。）

(k) 調達機関が第九条の規定に基づき限られた数の資格を有する供給者を入札に招請する

ために選択する意図を有する場合には、その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限

(l) 公示された調達にこの協定が適用される旨の記述

公示の概要

3 調達機関は、各調達計画について、調達計画の公示と同時に、世界貿易機関のいずれかの公用語で、公示の概要を容易に閲覧することができる方法で公表する。当該公示の概要には、少なくとも次の情報を含める。

(a) 調達の対象事項

(b) 入札書の提出の最終期日又は調達に係る参加申請書若しくは常設名簿への記載の申請書の提出を求める場合にはその提出の最終期日

(c) 調達に関する文書を入手することができる場所

(以下略)

第十一条 期間

(略)

3 調達機関は、4、5、7及び8に規定する場合を除くほか、入札書の提出の最終期日を次のいずれかに規定する日から四十日目の日以後の日に定める。

(a) 公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日

(b) 選択入札の場合には、常設名簿を使用するか否かを問わず、調達機関が供給者に入札書の提出を招請することを通知する日

(以下略)

・環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）関連条文

第十五・七条 調達計画の公示

1 調達機関は、第十五・十条（限定入札）に規定する場合を除くほか、対象調達ごとに、附属書15—Aに掲げる適当な紙面又は電子的手段により調達計画の公示を行う。当該調達計画の公示は、少なくとも当該調達計画の公示に応ずるための期間の満了の時まで又は入札書を提出する期限まで、引き続き公衆が容易に閲覧することができるようにする。

2 調達計画の公示については、電子的手段により閲覧することができる場合には、次の機関について無償で行う。

(a) (略)

(b) 附属書15—Aに掲げる地方政府の機関その他の機関（単一の電子的な窓口のリンクを通じて行う。）

3 この章に別段の定めがある場合を除くほか、調達計画の公示には、次の事項に関する情報を含める。ただし、当該調達計画の公示と同時に全ての関心を有する供給者が無償で入手することが可能とされる入札説明書において当該情報が提供される場合は、この限りでは

ない。

(a) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、公示された調達に関連する全ての文書を入手するために必要な情報、並びに当該文書が有償の場合にはその入手のための費用及び支払条件

(b) 公示された調達についての説明（適当な場合には、調達されるべき物品若しくはサービスの特質及び数量並びに選択権についての説明又は当該数量が不明な場合には当該数量の見積りを含む。）

(c) 適当な場合には、物品の納入若しくはサービスの提供の期間又は契約の期間

(d) 適当な場合には、公示された調達の参加申請書を提出する場所及び最終期日

(e) 入札書の提出の場所及び最終期日

(f) 入札書又は参加申請書の作成に用いることができる言語（調達機関の属する締約国の公用語以外の言語で提出することが可能な場合に限る。）

(g) 供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明（当該供給者が提出しなければならない特定の文書又は証明書についての関連する要件を含むことができる。）

(h) 調達機関が第十五・九条（供給者の資格の審査）の規定に基づき限られた数の資格を有する供給者を入札に招請するために選択する意図を有する場合には、その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限

(i) 公示された調達にこの章の規定が適用される旨の記述。ただし、当該記述が前条（調達に関する情報の公表）2の規定に従って公表される情報により公に入手することができない場合に限る。

（略）

6 調達機関は、各会計年度のできる限り早い時期に、将来予定されている調達に関する公示（以下この章において「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象事項及び調達計画の公示の予定日を含めるべきである。

第十五・十四条 期間

（略）

3 調達機関は、4及び5に規定する場合を除くほか、入札書の提出の最終期日を次のいずれかに規定する日から四十日目の日以後の日に定める。

(a) 公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日

(b) 選択入札の場合には、常設名簿を使用するかどうかを問わず、調達機関が供給者に入札書の提出を招請することを通知する日

（以下略）